「新しい公共」推進に向けての今後の課題について

2012年1月11日 民主党「新しい公共」推進会議役員会

「新しい公共」については、昨年には新たな寄附税制が施行されたほか、震災も契機に地域における社会連携が活発化するなど、政権交代後、着実な進展が見られている一方、依然として一般にはその趣旨が必ずしも十分に浸透しているとは言い難い状況にある。

今後、本年 4 月の、改正特定非営利活動促進法の施行などを見据えて、さらなる普及と具体的な動きを加速させていかなければならない。

同時に、「新しい公共」の推進とは、新たな「公」の担い手への支援のみを意味するのではなく、国や地方公共団体はもちろん、古くから地域の公共を担ってきた各種団体や個人、さらには企業まで含めて、さまざまな公共の担い手が協力連携する「新たな『公共』連携のあり方」を構築する動きと、再定義し、そうした動きを推進する取組みを強化することが必要である。

かかる観点から、本推進会議としては、今後、政府及び政府の「新しい公共」 推進会議と連携し、以下の課題に積極的に取り組むこととする。

- 1. 新たな寄附税制や改正特定非営利活動促進法の施行を受けて、その普及の促進と円滑な実施の支援
- 2. 寄附税制の活用状況や「新しい公共」の活動の広がりの状況を踏まえつ つ、寄附税制の適用基準や内容の精査、必要な支援の見直し*
- 3. さまざまな公共主体との連携を円滑に行うための中央省庁改革の在り方の検討。特に各種公共の担い手との人事交流(「公公」交流)や、各種公共の担い手との連携による中央省庁機能の高度化についての具体的な施策の企画立案と実施
- 4. 「新しい公共」の先行的・実践的な活動事例の紹介やさらなる推進に向 けてのシンポジウム等の開催
- 5. これまで政府において検討課題とされてきた諸施策のフォローアップ

寄附税制についての主要論点

民主党「新しい公共」調査会において提起された寄附税制についての主要論点・課題は以下の通り。

- ・「新しい公共」の担い手間の「公益性」認定基準の相違をどのように考えるか。 具体的には仮認定により時限的に公益認定が免除される認定特活法人と公益認 定と PST 要件が重ねて課される他の団体との関係など
- ・現行の対象法人以外の団体 (法人格なき団体を含む) への寄附の取扱い、指 定寄附制度の運用のあり方
- 法人寄附の取扱い(寄附金の損金算入)
- 年末調整の取扱い
- ・学校法人に対する寄附の取扱い(特に私学入学時の寄附に関する自発性の考え方の再整理と控除の取扱い、また国公立の学校に対する寄附も要検討)

等